

市川市建設工事施工業者表彰要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注した建設工事を優良な成績をもって施工した市内建設工事施工業者（以下「建設業者」という。）に対し表彰を行うことにより、建設業者の育成と施工技術及び意欲の向上を図ることを目的とする。

(選定委員会の設置)

第2条 表彰の対象となる建設業者を選定するため、市川市優良建設工事施工業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(組織)

第3条 選定委員会は委員長及び選定委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長とする。

3 委員長は選定委員会を代表し、会務を統理する。

4 委員長が不在なときは、委員長から事前に指名を受けた選定委員がその職務を代理する。

(選定委員)

第4条 選定委員は、総務部長、企画部長、財政部長、街づくり部長、道路交通部長、水と緑の部長、行徳支所長及び教育委員会生涯学習部長の職にある者をもって充てる。

2 前項に規定する選定委員が不在なときは、当該選定委員が指定した職員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、会議において表彰の対象となる建設業者を選定したときは、速やかに、その結果を市長に報告しなければならない。

(決定)

第6条 市長は、前条第4項の規定による報告を受けたときは、速やかに、表彰する建設業者を決定するものとする。

(表彰者の選定)

第7条 市長は、第8条の規定により表彰を行おうとする日（以下「表彰日」という。）の属する年度の前年度（以下「表彰対象年度」という。）において完成している工事（同一業者が行った附帯工事を除く）のなかで、次の各号全てに該当する工事を行った建設業者に対し、表彰を行うものとする。

(1) 市内に本店を置く建設業者。

(2) 契約金額が250万円を超えていること。

(3) 市川市工事成績評定表の作成要領(昭和52年5月17日施行)に基づく工事成績評定点が、80点以上の優秀な工事(以下、「優秀工事」という)。ただし該当のない工種においては75点以上の優良な工事(以下、「優良工事」という)。なお、第一順位が決めがたい場合の取り扱いは、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する建設業者に対しては、表彰を行わない。

(1) 表彰対象年度内に完成した他の工事において、64点以下の工事成績評定を受けた工事を施工した建設業者

(2) 表彰対象年度の初日から表彰日の前日までの間において、次の要件のいずれかに該当した建設業者

ア) 表彰対象となる建設業者が存しない場合。

イ) 競争参加資格停止処分を受けた建設業者

ウ) 犯罪行為、市税の滞納等不正又は不誠実な行為を行った建設業者

エ) 施工した工事において安全対策を怠り、事故を発生させた建設業者

オ) 施工した工事において近隣住民との間で紛争を発生させた建設業者

(表彰の実施)

第8条 表彰は、市長が別に指定する日に行うものとする。

(表彰の方法)

第9条 表彰の方法は、市長が表彰状に記念品を添えて授与することにより行うものとする。

(表彰の取消し)

第10条 市長は、表彰に係る工事に欠陥があったときその他建設業者を表彰することが不相当であると認められるときは、表彰を取り消すことができる。

(事務)

第11条 選定委員会の事務その他表彰に関する事務は、財政部技術管理課において処理する。

附 則

この要領は、平成14年6月15日から施行する。

(昭和52年5月17日施行の全部を改正する。)

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表

優先順位	項 目
1	技術管理課の評定点
2	監督職員の評定点
3	担当責任者の評定点
4	契約金額の高い工事